

平均自立期間・平均余命（平成 29 年統計情報分）について

令和元年 12 月
国民健康保険中央会

国保データベース（KDB）システムにおいては、「日常生活動作が自立している期間の平均」を指標とした健康寿命を算出し、「平均自立期間」と呼称している。介護受給者台帳における「要介護 2 以上」を「不健康」と定義して、毎年度算出する。（平均余命からこの不健康期間を除いたものが、平均自立期間である。）

平均余命は、ある年齢の人々が、その後何年生きられるかという期待値を指し、平均自立期間の比較対象の値として、ここでは 0 歳時点の平均余命を示すこととする。

今回、厚生労働省依頼（健発 0704 第 1 号令和元年 7 月 4 日）により、国保中央会ホームページにおいて、全国及び都道府県別の一覧を公開する。

なお、平均自立期間・平均余命ともに 95%信頼区間を表示している。

1 KDB における平均自立期間の算出の根拠

算出については、「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班（2012a）「健康寿命の算定方法の指針」（平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金）」を参考とした。

ただし、当該指針を参考とするにあたり下表の点を検討したので留意されたい。

	健康寿命算定方法の指針	KDB 平均自立期間 (KDB 仕様)	KDB 仕様を採用 した理由
① 健康寿命の 定義	健康寿命は次の 3 つの観点の いずれかが検討可能 ①日常生活に制限のない期間 の平均 ②自分が健康であると自覚し ている期間の平均 ③日常生活動作が自立してい る期間の平均	健康寿命を「平均自立期間」と 呼称した上で「③日常生活動作 が自立している期間の平均」を 採用	介護保険の要介護 度を使用すること で、全国の市町村 で算定可能という 特徴がある (指針より引用)
② 何歳以上の 平均自立期 間とするか	65 歳時点から数えた平均自立 期間を用いる方が自然 (65 歳未満は全員健康と仮 定)	0 歳からの平均自立期間を表示	65 歳からの平均 自立期間を算出し た場合、「65 歳未 満の死亡者が反 映される平均余 命」よりも「65 歳 から数えた自立期 間の方が長くな

	健康寿命算定方法の指針	KDB 平均自立期間 (KDB 仕様)	KDB 仕様を採用 した理由
			る」事象が発生する ため0歳からを 採用
③	0歳以上で算出した際の条件	(65歳時点からを推奨するが) 0歳以降の指標を算定する場合は ①0～39歳の全員を健康と仮定 ②40歳以上の要介護認定者を不健康と仮定	指針通り
④	人口における外国人の扱い	人口は日本人人口(または総人口)とし国勢調査、推計人口または住民基本台帳人口	人口は住民基本台帳人口より取得し、外国人を含んだ人口
			KDB システムでは統計情報(国勢調査人口)及び介護情報ともに、外国人を含んだ人口の取込みを行っているため、平仄を取る必要がある

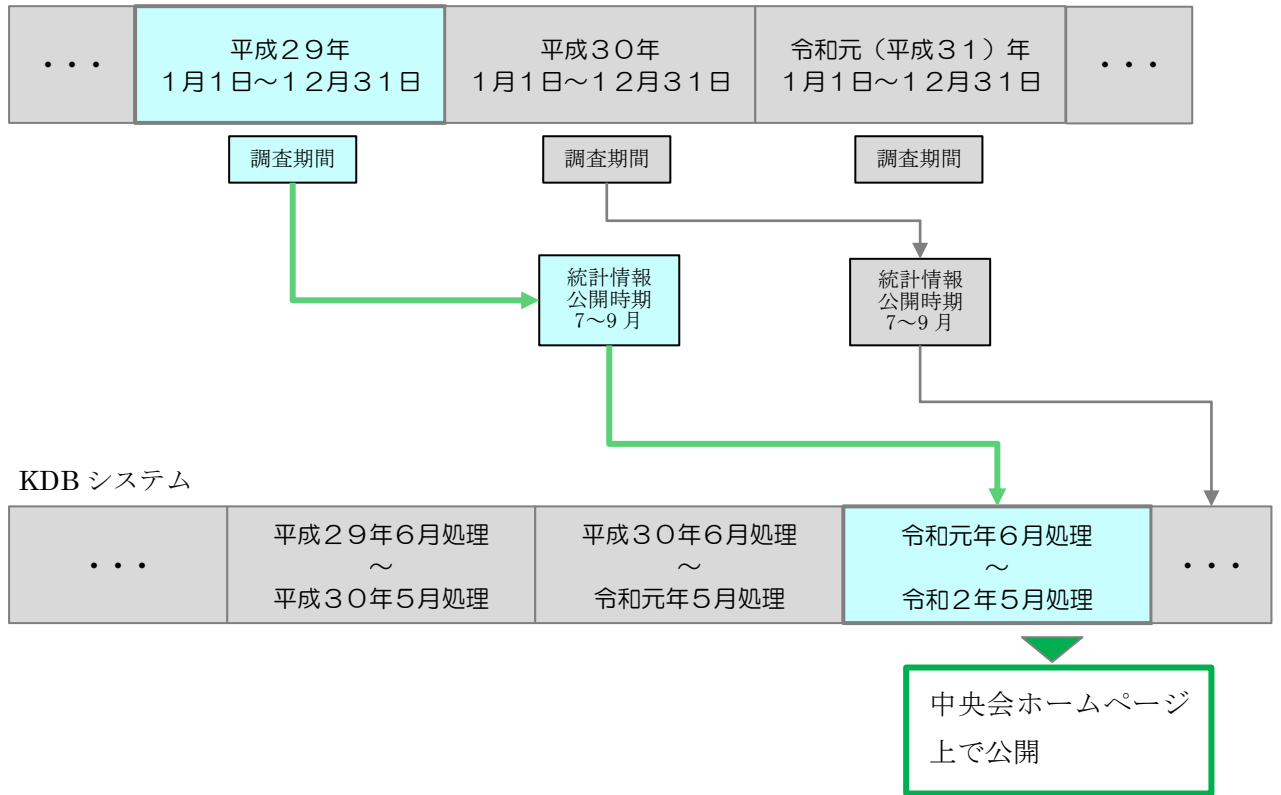
2 令和元年度ホームページ公開分における統計情報の年次

統計情報の調査期間	平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (人口の場合は、平成 30 年 1 月 1 日時点)
統計情報の公開時期	平成 30 年 7 月～9 月
中央会ホームページ公開時期	令和元年 12 月末(初回公開)

次年度以降は、KDB システムにおいて算出した平均自立期間及び平均余命を、毎年 7 月に更新し、新規年度分を掲載する。

【統計情報反映のイメージ】

統計情報



3 平均自立期間・平均余命算出対象外の保険者

平均自立期間及び平均余命を算出する際、KDBへ連携されている介護情報を使用している。その他統計情報と介護情報の時点を合わせているため、ホームページ公開年の1年前の2月（令和元年であれば平成30年2月処理時）に、KDBにおいて介護不参加となる保険者が存在する場合、当該保険者を除いた保険者による結果を算出する。